

## 豊川市男女共同参画情報紙ゆい広告募集要項

豊川市では、自主財源の確保と地域経済の振興を図ることを目的に、「豊川市男女共同参画情報紙ゆい広告取扱要領」を定め、「豊川市男女共同参画情報紙ゆい」に掲載する有料広告を募集します。

### 1 募集内容等

#### (1) 広告の媒体

「豊川市男女共同参画情報紙ゆい」 A4版、全6ページ

#### (2) 枠数及び掲載料

枠 数	2 枠 (1 社につき 1 枠とする)
掲載料 (1 枠につき)	年 2 回 10,000 円 (税込み)

#### (3) 発行月及び部数

2025年9月と2026年3月の年2回、各3,500部

#### (4) 配布先

市内公共施設等

市主催の男女共同参画に関する講演会・講座及びイベント開催時

#### (5) 募集期間

2025年5月8日 (木) から5月23日 (金) まで

※募集期間内に申込みが無い場合、随時申込みを受け付けます (先着)。

詳しくは、人権生活安全課までお問い合わせください。

#### (6) 募集案内

広報とよかわ、豊川市ホームページ等により募集します。

### 2 広告掲載の条件

#### (1) 掲載位置

「豊川市男女共同参画情報紙ゆい」の裏表紙下部

(掲載枠の位置については指定できません。)

#### (2) 掲載規格

①大きさ 縦6.0cm×横9.0cm

②デザイン及び色彩 カラーで市のイメージ及び男女共同参画社会の形成

を損なわないものとする。

### (3) 広告の範囲

「豊川市広告掲載要綱」、「豊川市広告掲載基準」に沿ったものとします。

## 3 申込等

### (1) 申込方法

豊川市男女共同参画情報紙ゆい広告掲載申込書（様式第1号）及び同意書兼市税滞納情報照会書に必要事項を記入したものを市民部人権生活安全課まで郵送又は持参にて、お申込みください。

### (2) 添付書類

広告原稿案及び会社案内

広告原稿案の様式は定めませんが、広告の内容・デザインが分かるようにしてください。

### (3) その他

申込みにあたり、「豊川市広告掲載要綱」、「豊川市広告掲載基準」、「豊川市男女共同参画情報紙ゆい広告取扱要領」など、各種要綱等をよくお読みください。申込みされた方は、上記要綱等を了解していただいたものとみなします。

## 4 選定等

### (1) 選定方法

豊川市広告掲載要綱第7条第1項に規定する豊川市広告審査委員会により審査を行います。

枠数を超える多数の申込があったときは、「豊川市男女共同参画情報紙ゆい広告取扱要領」第8条に従って決定します。

### (2) 結果連絡

選定後、速やかに豊川市男女共同参画情報紙ゆい広告掲載・不掲載決定通知書（様式第2号）により通知します。

## 5 掲載料納付及び原稿提出

### (1) 納付期限

掲載決定通知に同封された納付書にて、発行日の40日前までに納付してください。

なお、既納された掲載料については、還付しません。(広告主の責めに帰さない事由の場合は除く)

### (2) 原稿提出期限

掲載開始日の40日前までに、広告原稿作成要領により作成した正式な広告原稿をＵＳＢメモリなどの媒体又はメール添付にて提出してください。

## 6 掲載までの流れ

日 程 (9月号及び3月号)	内 容
5月8日～5月23日	申込み(広告主)
6月下旬	掲載または不掲載決定通知書の発送(市)
発行日の40日前	広告掲載料の納付・広告原稿の提出(広告主)
発行日	「豊川市男女共同参画情報紙ゆい」に広告掲載(市)

## 7 申込等様式

- (1) 豊川市男女共同参画情報紙ゆい広告掲載申込書
- (2) 豊川市男女共同参画情報紙ゆい広告申込内容変更届
- (3) 豊川市男女共同参画情報紙ゆい広告掲載取り下げ届
- (4) 豊川市男女共同参画情報紙ゆい広告掲載料還付請求書
- (5) 同意書兼市税滞納情報照会書

## 8 要綱等

- (1) 豊川市広告掲載要綱
- (2) 豊川市広告掲載基準
- (3) 豊川市男女共同参画情報紙ゆい広告取扱要領

- (4) 豊川市男女共同参画情報紙ゆい広告募集要項
- (5) 豊川市男女共同参画情報紙ゆい広告原稿作成要領

問い合わせ先

豊川市市民部人権生活安全課人権推進係（北庁舎2階）

〒442-8601 豊川市諏訪1丁目1番地

電話 0533-89-2149 FAX 0533-89-2125

E-mail [jinken@city.toyokawa.lg.jp](mailto:jinken@city.toyokawa.lg.jp)